

## 2. 都市環境の目標

- ・ 中原区の都市環境の現状と課題を踏まえ、中原区の都市環境を考える上での目標を次のように設定します。

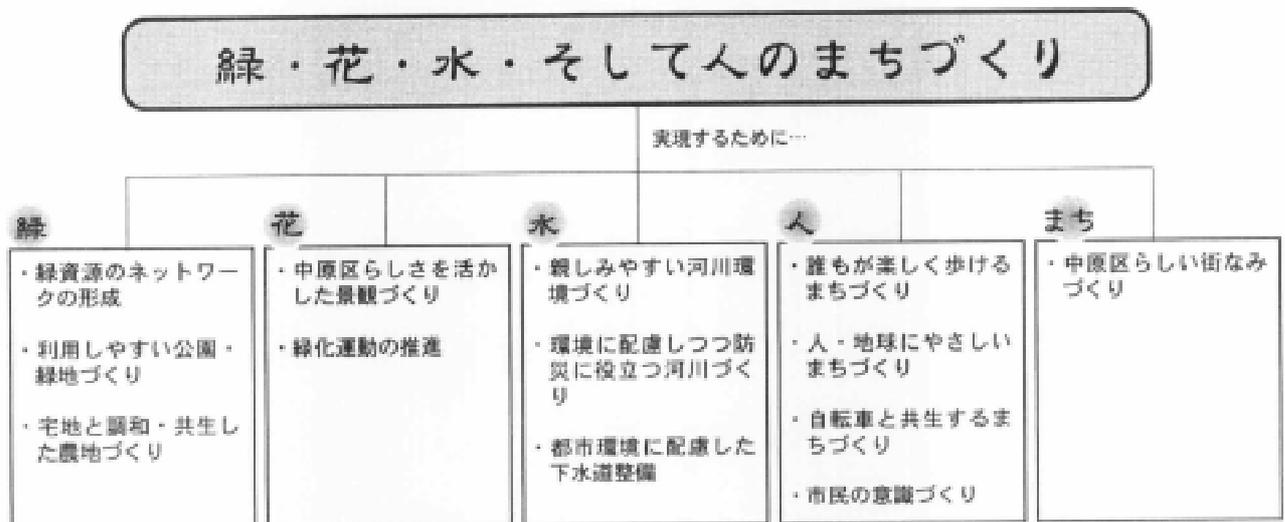
### ■都市環境テーマ別方針の目標（キャッチフレーズ）

緑・花・水・そして人のまちづくり

## 3. 都市環境の方針

- ・ 中原区の都市環境の目標を実現するために、次のような都市環境の方針を設定します。

### ■都市環境テーマ別方針



- 緑：①豊富な緑資源を有効に結びつける「緑資源のネットワークの形成」をめざす  
②区民の身近な憩いの場となるよう「利用しやすい公園・緑地づくり」をめざす  
③既存の農地を活用した「宅地と調和・共生した農地づくり」をめざす
- 花：①パンジーや桜、桃を利用した「中原区らしさを活かした景観づくり」をめざす  
②ごく自然に緑を感じることができるよう「緑化運動の推進」をめざす
- 水：①区民が水辺に近づけるよう「親しみやすい河川環境づくり」をめざす  
②「環境に配慮しつつ防災に役立つ河川づくり」をめざす  
③快適で安全なまちとなるよう「都市環境に配慮した下水道整備」をめざす
- 人：①人を選ばない、道に迷わない「誰もが楽しく歩けるまちづくり」をめざす  
②地球環境に配慮した「人・地球にやさしいまちづくり」をめざす  
③人と自転車が共に生きる「自転車と共生するまちづくり」をめざす  
④まちづくりに対する多くの「市民の意識づくり」をめざす
- まち：①都市的資源と歴史的資源を活かした「中原区らしい街なみづくり」をめざす

## (1)「緑」を活かした環境整備の方針

- ・ 中原区のまちは、等々力緑地や井田山等のまとまった緑がある一方で、これらと社寺林や街路樹等のまちなかの緑が有効にネットワークされていないため、うるおいに欠けたまちという印象を受けます。
- ・ このため、今ある緑を「守る」「活かす」、さらに新たな緑を「創る」ことを目標とし、生き物と共生する緑豊かなうるおいの感じられるまちづくりをすすめることが必要と考えます。



- ① 緑資源のネットワークの形成
- ② 利用しやすい公園・緑地づくり
- ③ 宅地と調和・共生した農地づくり

### ① 緑資源のネットワークの形成

- ・ 川崎市の緑の軸である「たまのよこやま稜線軸<sup>※</sup>」の一部を構成する井田山周辺の斜面緑地や、下小田中周辺に分布する生産緑地を守り、活かしながら、公園・緑地や街路樹等の緑を有効に結びつけ、緑資源のネットワークを形成することをめざします。

#### 1) 等々力緑地と多摩川緑地の一体化

- ・ 中原区には、等々力緑地と多摩川緑地という大規模な緑地が整備されています。しかし、この2つの緑地は、交通量の多い多摩沿線道路により分断されているため、2つの緑地を往き来することは非常に困難になっています。
- ・ このため、等々力緑地と多摩川緑地を一体的に整備し、多くの市民にとって利用しやすい施設づくりをすすめることが必要です。

等々力緑地と多摩川緑地の一体的な整備

→ 等々力緑地と多摩川緑地の相互アクセス性の向上（回遊路の整備）

多摩川河川敷遊歩道の適切な改修（せせらぎ広場や休憩施設等の整備）

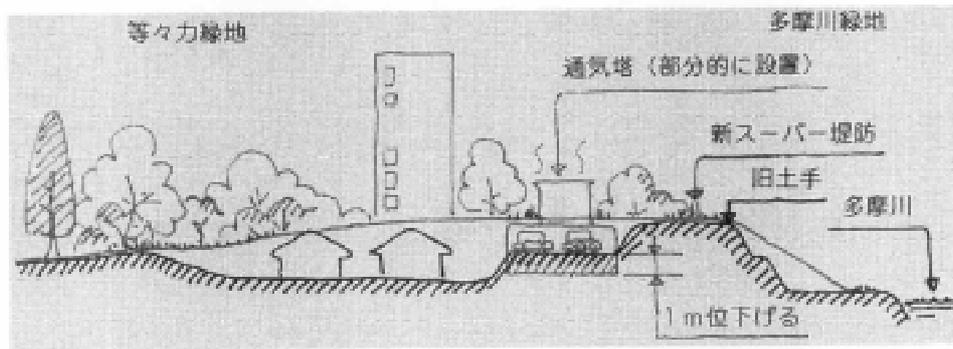
市街地から多摩川緑地へのアクセス性の向上（川を意識できる整備）

スロープ遊歩道の整備等による多摩沿線道路の横断手段の確保

スーパー堤防整備の実現性の検討（多摩沿線道路の地中化も視野に入れて）

※) たまのよこやま稜線軸：「防人の妻宇遅部黒女の歌（万葉集巻二十～四四一七）：赤駒を山野に放し捕りかにて多摩の横山歩ゆか遣らむ（防人の妻が赤駒を山野に取り逃がしてしまった。夫は多摩の丘を歩きながら遠い西国へと旅立って行った。）」にちなんで市総合計画に位置づけられている。

■スーパー堤防整備のイメージ

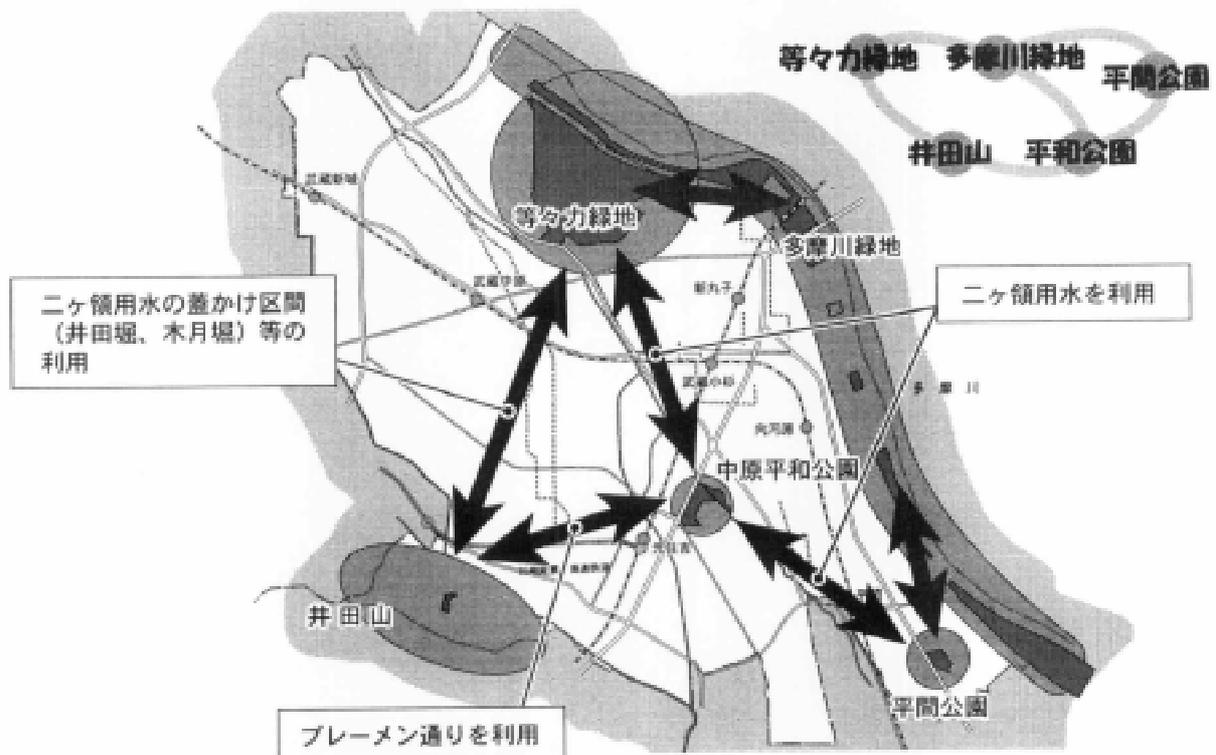


2)公園・緑道・街路樹等のネットワーク化 《緑の回廊づくり》

・ 中原区的环境資源である等々力緑地・多摩川緑地や井田山、中原平和公園、平間公園を遊歩道等で結ぶことにより、区民が気軽に緑を感じながら散策できるネットワークづくりをすすめる必要があります。

- 二ヶ領用水等を利用した等々力緑地・多摩川緑地・平和公園・平間公園・井田山のネットワークづくり（緑の散策路・回遊路の整備、緑道緑地の整備）
- うるおいのある道路空間・水辺空間の創出（街路樹整備）
- 公害抑制（沿道に対する大気汚染・騒音の緩和）のための街路樹整備
- 地域性を踏まえた街路空間づくり（街路樹の樹種選定への市民意見の反映）

■公園・緑・街路樹等のネットワーク化イメージ図 《緑の回廊づくり》



### 3) 里山的緑の保全と創出

- ・井田山周辺は、中原区唯一の丘陵であり、緑豊かな斜面緑地が残っていますが、最近では、斜面地にマンションが建設されるなど貴重な緑が減少しつつあります。
- ・このため、既存の里山的緑を保全するとともに、生き物が生息できるような里山空間を創出することが必要です。

- 緑地保全地区、緑の保全地域等の指定による緑資源の保全
- 緑地保全協定の締結による緑資源の保全
- 井田山を中心とした緑の拠点ゾーンの形成（市民健康の森を核として）
- ふれあいの森制度（市民緑地制度）<sup>※1)</sup>の活用による市民の憩いの場づくり
- 民有地の緑を保全するための支援策（税制、助成制度、条例化、樹木のデータベース化（木籍簿）<sup>※2)</sup>等）の検討
- 市民ボランティアの育成（市民健康の森の活動の拡大）

### 4) 屋敷林等を活かした緑のネットワークづくり

- ・区内に点在する屋敷林や社寺林、井田山の斜面緑地等をうまく緑のネットワーク《緑の回廊》に結びつけることで、より魅力ある緑のネットワークづくりをめざすことが必要です。

- 緑地保全地区、緑の保全地域等の指定による緑資源の保全
- 保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定等による地域に愛される緑資源の保全
- 民有地の緑を保全するための支援策（税制、助成制度、条例化、樹木のデータベース化（木籍簿）等）の検討
- 市民ボランティアの育成
- 落ち葉の再利用等に関する市民ネットワークづくり（民有林の落ち葉を農園の堆肥として再利用するためのネットワークづくりなど）

---

※1) ふれあいの森制度（市民緑地制度）：主に樹林で形成されている、概ね3,000㎡以上（市民緑地は300㎡以上）の土地で、市民の憩いの場として使用するのに適していると認められる区域に対して、土地利用を制限し、場合によっては、市から借地料が支払われる制度（契約期間5年間）。

※2) 樹木のデータベース化（木籍簿）：樹木の戸籍のようなものを想定して、民有林や社寺林等の立木をデータベース化し、その保全を啓発すること（検討委員会からの提案）。

## ② 利用しやすい公園・緑地づくり

- ・公園・緑地は、都市に緑とうるおいを与え、良好な都市環境の形成に寄与するほか、災害時における都市の安全性の確保やスポーツ・レクリエーション活動の場の提供など、都市における重要な役割を担うものです。
- ・中原区には、等々力緑地と多摩川緑地といった大規模な緑地が整備されていますが、街区公園数が川崎市の7区のうち第6位であるなど、区民の身近な公園である住区基幹公園の整備状況はあまりよいとはいえません。
- ・このため、区民が利用しやすい公園・緑地づくりをめざすとともに、既存の公園・緑地についても、利用者のニーズにあわせた改善を行う必要があります。

### 1) にぎわいのある等々力緑地と多摩川緑地づくり

- ・中原区の顔ともいえるべき等々力緑地と多摩川緑地の集客性を高め、にぎわいのある緑地として整備することが必要です。
- ・また、多摩川河川敷の花壇等を市民が管理することにより、親しみの持てる緑地づくりをすすめることも重要です。

□緑の拠点としての魅力向上をめざした等々力緑地の整備

□地域のスポーツ・レクリエーションの場としての多摩川緑地の整備

#### ■区民が思い描く等々力緑地と多摩川緑地一体化後のすがた

##### 「NAKAHARA GREEN LAND構想（案）」

- 中原市民が集まる場所づくり  
→GREENLANDと小杉、中原、新丸子を結ぶ公共交通体系の整備
- 中原市民が憩う場所づくり  
→ヨーロッパの河畔のような水辺空間づくり

行政施設／娯楽施設／文化施設／フリーマーケット／スポーツ施設／カジノ（アミューズメントセンター）／コンサートホール／ダンスができる場所／木陰のある河川敷マラソンコース／自然公園（湿原）／清流／野生動物保護センターなど

### 2) 特徴のある街区公園づくり

- ・既存の街区公園は画一的に整備されているため、多様な世代の利用や多目的な利用が難しくなっています。
- ・このため、街区公園毎に特徴をもたせた公園づくりをすすめることにより、多くの区民が公園を利用できるまちになると考えます。

- ・また、公園の維持管理に地域住民が積極的に参加することにより、地域に愛される公園づくりが促進されるものと考えます。

□地域ニーズにあわせた特徴のある街区公園への整備及び再整備（リフレッシュパーク事業<sup>※</sup>）の活用）

（特徴のある公園の例）

- ・ テーマ性のある公園
- ・ ボール遊び、木登りができる公園
- ・ 幅広い子供が利用できる公園（砂遊びからボール遊びまで）
- ・ 迷路や丸太アスレチックなど種類の遊びにこだわった公園
- ・ 小動物を飼育できる公園（鳥小屋などの設置等）
- ・ 障害者やお年寄りが安心して利用できる公園（親や高齢者の憩いの場）
- ・ 花時計などのモチーフがある公園（緑や花による親しまれる景観）
- ・ 原っぱのような公園 など

□利用者のニーズにあわせた公園内施設の整備及び再整備

- ・ 気持ちよく使える水飲み場やトイレの整備
- ・ 公園出入口のバリアフリー化 など

□市民参加による公園整備計画づくり（アイデア募集やワークショップの開催等）

□市民参加による街区公園の維持管理（公園緑地愛護会の積極的な活動の推進、公園ボランティアの育成）

### 3)公園・緑地の適正配置

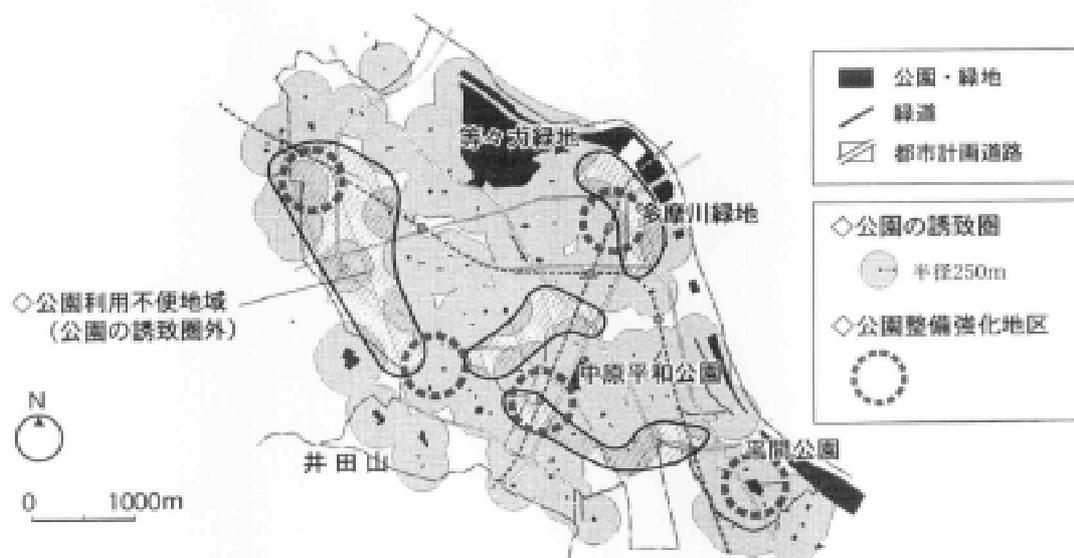
- ・ 中原区における区民一人あたりの公園面積は4.50㎡/人であり、これは、都市公園法に定められた整備水準（住民一人あたりの公園面積10㎡/人）の半分以下の水準であるため、公園・緑地の量的確保が望まれます。
- ・ また、上小田中、下小田中、今井南町の一部や新丸子周辺等に公園の誘致圏に含まれない地域が存在するなど、公園利用が不便な地域が存在しています。
- ・ このため、公園・緑地の量的確保とともに、適正な配置が必要になります。

□適正な配置計画に基づく公園・緑地の整備

□公園整備強化地区における計画的な公園整備の推進

※) リフレッシュパーク事業：老朽化した住区基幹公園を、市民とのパートナーシップにより市民ニーズを踏まえて再整備し、公園の活性化を図る事業。

## ■公園の誘致圏と公園利用不便地域の分布状況



### ③ 宅地と調和・共生した農地づくり

- ・農地は、農業生産の場としての役割だけでなく、雨水の保水機能や都市気象の緩和機能、オープンスペースとしての防災機能等ももっています。
- ・中原区には、小田中地区を中心に多くの農地が分布していますが、近年、マンション開発等の都市的利用への転換に伴って、農地の減少傾向がみられます。
- ・このため、農地を残すための方策や、生産緑地地区の市民農園としての利用可能性の検討等を行うことにより、地域の緑資源としての農地を残すという視点から、宅地と調和・共生した農地づくりをすすめる必要があります。

#### 1) 農地の保全

- ・市街化区域内の農地は、「宅地化する農地」と「保全する農地」に分けられます。「保全する農地」については、農地を計画的に保全するため、または、将来の公共施設等の用地として農地を保全するために、生産緑地地区に指定されるなどして、宅地化の防止が図られています。
- ・しかし、この生産緑地地区も、相続等の発生により農業の存続が困難となり、地区指定の解除等により、マンション等に転用されてしまうケースが少なくありません。
- ・このため、市街化区域内の保全する農地を、地域の資源として保全していくことが必要になります。

□生産緑地地区の指定による農地の保全

□農地を残すための方策等の検討（税制・助成策の検討や農協との連携方策、地域住民の協力体制等の検討）